

日本形成外科学会会員の皆さんへ

2026年版

団体保険制度のご案内

保険期間
2026年4月1日 午後4時から
2027年4月1日 午後4時まで(1年間)
中途加入も受付けております

1 勤務医師賠償責任保険
(医師特約条項セット賠償責任保険)

勤務医

団体割引
20%

2 クレーム対応費用保険

勤務医

開業医(診療所)

3 勤務医サイバー保険

勤務医

団体割引
20%

4 医療機関用サイバー保険

開業医(診療所)

WEBでお申込いただけます!



問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

[取扱代理店]

[引受保険会社]

株式会社 日税サービス

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1-6-1
新宿エルタワー29F
TEL. 03-5323-2111 : FAX. 03-5323-2123
(受付時間／平日 午前9:00～午後5:30)

損害保険ジャパン株式会社

団体・公務開発部第二課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL. 050-3808-5528
(受付時間／平日 午前9:00～午後5:00)

形成外科学会会員様専用の資料請求・お問い合わせフォームもご用意しております。
下記URLまたは2次元コードからアクセスください。

<https://www.nichizei-net.com/keisei/contact/>



申込締切日

保険料の払込方法により申込締切日が異なりますので、ご注意ください。

口座振替の場合 申込締切日 : 2026年1月16日(金) (預金口座振替依頼書必着)

銀行振込の場合 申込締切日 : 2026年3月13日(金) (保険料着金分まで)

契約者: 一般社団法人 日本形成外科学会

ご加入方法

勤務医師賠償責任保険・クレーム対応費用保険・勤務医サイバー保険

おすすめ WEB (インターネット) でのお手続き

※P.2をご参照ください

WEBでも下記お手続きが年中無休・24時間いつでもおこなえます!

- 加入申込み・登録内容の変更手続き
 - 加入者証の印刷(お手続き完了後)
 - ご加入状況の確認
 - 前年度ご加入の先生は、新規ID申請時に「前年度加入者番号」をご入力ください。
- ※前年度加入者番号は同封しております「加入依頼書」または、お手元の加入者証をご参考ください。ご不明な場合は取扱保険代理店(株)日税サービスまでお問い合わせください。
- 各種お手続き案内メールが送信されます。
 - 予め「@ibai.dantaihoken.net」のドメインが受信できるよう設定してください。

郵便・FAXでのお手続き

新規・中途加入

- ①「団体契約加入依頼書」を郵送、FAX、E-mailのいずれかでお送りください
- ②保険料お支払い(詳細はP4「保険料のお支払いについて」をご参考ください)

前年銀行振込

- ①同封の「加入依頼書」へご署名の上必ずご提出ください。
※変更がある場合は変更内容をご記入ください。
- ②保険料お支払い(詳細はP4「保険料のお支払いについて」をご参考ください)

すでに口座振替で加入の場合

「加入依頼書」をご確認ください。

- 変更がない場合はお手続き不要です。
変更がある場合には、変更がある項目のみご記入いただき、ご署名のうえ、郵送、FAX、E-mailのいずれかでお送りください。
- 変更締切日 → 2026年1月16日(金)
- 口座振替日 → 2026年3月2日(月)
- 残高不足などで、万一保険料の振替ができなかった場合は、2026年3月中旬に学会指定口座へ銀行振込みをご案内させていただきます。
- 保険は自動継続となります。ただし、学会員の資格を喪失した場合は、保険期間満了日をもって補償は終了しますので、ご了承ください。

<送付先> 株式会社 日税サービス(学会指定保険代理店)

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1-6-1新宿エルタワー29F
Tel.03(5323)2111 Fax.03(5323)2123
E-Mail : hoken-keisei@nichizei.com

ご注意

- ・団体契約のため、先生個人への保険料領収証は発行できません。必要な方は「加入者証」にて代用してください。
- ・加入者証の発行は2026年5月中旬となります。
- ※4月1日以降WEB(インターネット)からも加入者証の印刷が可能です
- ・保険料は保険料控除の対象外です。

WEB (インターネット) でのお手続きの流れ

STEP 1 会員専用ページにログイン

日本形成外科学会ホームページ
【会員専用ページ】
(https://jsprs.or.jp/member/members_only/)



携帯電話の方は
こちら

「勤務医師賠償責任保険」のバナーをクリックし、学会固有のユーザー名とパスワードを入力してください。

日本形成外科学会 会員専用
パソコン・スマートフォン・ブロードバンド
勤務医師賠償責任保険

STEP 4 初回PWログイン (初回のみ)



ご登録いただいたメールアドレス(ID)に送信された初期パスワード(8桁)を入力し、ログインをクリックします。

STEP 2 トップ画面



●既にID取得済の方はこちらからログインしてください。

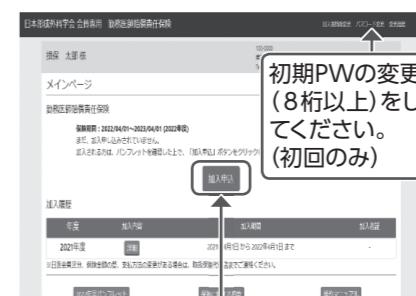
●初めてご利用になる方はこちらからIDを取得してください。

STEP 3 ID取得申請画面 (初回のみ)



必要事項を入力してください。
・会員番号:日本形成外科学会の会員番号
・前年度加入者番号:
同封の加入依頼書またはお手持ちの加入者証をご確認ください。

STEP 5 [加入申込]



パンフレットをご確認の上お申込ください。

STEP 6 加入内容の入力



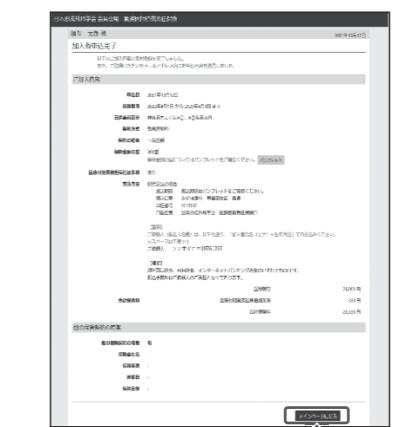
ご加入内容を入力してください。

STEP 7 加入確認



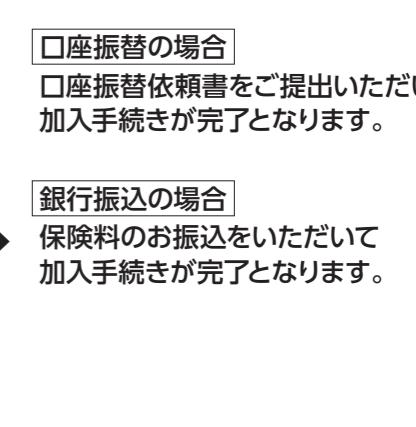
申込内容を確認の上送信ボタンを押してください。

STEP 8 申込完了



登録メールアドレス(ID)に「申込完了メール」が送信されれば受付完了です。

STEP 9 保険料お支払い



口座振替の場合
口座振替依頼書をご提出いただいて加入手続きが完了となります。

銀行振込の場合
保険料のお振込をいただいて加入手続きが完了となります。

※詳しくはWEBページ内に掲載の「インターネット操作マニュアル」をご参考ください。

医療機関用サイバー保険

郵便・FAX・E-Mailでのお手続き

STEP 1

パンフレット巻末の「団体保険制度加入依頼書」をご記入ください。

STEP 2

「団体保険制度加入依頼書」を郵送、FAX、E-mailのいずれかでご提出ください。

【送付先】
株式会社 日税サービス(学会指定保険代理店)
〒163-1529 東京都新宿区西新宿1-6-1新宿エルタワー29F
Tel.03(5323)2111 Fax.03(5323)2123
email : hoken-keisei@nichizei.com

STEP 3

銀行振込

保険料お支払い

※銀行振込みのみ。P4をご参照ください。

お手続き完了

ご注意 団体契約のため、先生個人への保険料領収証は発行できません。必要な方は「加入者証」にて代用してください。



団体保険制度の保険約款は、取扱保険代理店：日税サービスのホームページに掲載しております。
【日税サービス ホームページ】
<https://www.nichizei-net.com/keisei/index.html>

WEBでのお手続き

STEP 1

お申込みフォームに必要事項を入力のうえ送信ください。
https://www.nichizei-net.com/keisei/contact_dantai/

【お申込みフォーム】



保険料のお支払いについて

口座振替の場合 (勤務医師賠償責任保険、クレーム対応費用保険、勤務医サイバー保険)

おすすめ

口座振替のお手続きをいただきますと、翌年度以降は特段のお申し出がないかぎり保険が自動継続になります。ご加入手続きが不要となりとても便利です。

口座振替依頼書は、WEBでダウンロード可能です。お手続き方法の詳細はP23~24をご覧ください。

・ダウンロードできない場合は、日税サービスより送付しますので、日税サービス(電話03-5323-2111)までご連絡ください。

新規申込みの場合、預金口座振替依頼書を漏れなくご記入・ご捺印のうえ団体契約加入依頼書と一緒にお送りください。

(WEB(インターネット)申込の先生は加入依頼書は不要です。)

・ご利用いただける金融機関は取扱金融機関一覧をご参照のうえご記入ください。

・必ずご指定口座の金融機関届出印をご捺印ください。

提出締切日 2026年1月16日(金)必着

口座振替日 2026年3月2日(月)

・残高不足などで、万一保険料の振替ができなかった場合は、2026年3月中旬に学会指定口座への銀行振込みをご案内させていただきます。

・この制度では保険料収納業務を第一生命カードサービス株式会社に委託しております。

・保険は自動継続となります。ただし学会員の資格を喪失した場合は保険期間満了日をもって補償は終了しますので、ご了承ください。

※中途加入の保険料お支払方法は銀行振込みとなります。

銀行振込の場合

※銀行窓口送金・ATM送金・インターネットバンキング送金いずれでもご対応いただけます。

振込締切日 2026年3月13日(金)着金

※中途加入の場合は補償開始月前月の20日着金

・ご加入いただく「型」の保険料をご確認のうえ、お振込みください。

保険料振込先

みずほ銀行 早稲田支店 普通 2217065
シャ) ニホンケイセイケガガッカイ
一般社団法人日本形成外科学会 医師賠償責任保険口



振込名は、ご加入される先生の「個人名(カナ)+生年月日(西暦)」をお願いいたします。例)ケイセイタロウ19800401
振込手数料はご依頼人のご負担となっております。

勤務医師賠償責任保険

・一般社団法人日本形成外科学会の会員である勤務医の先生方がご加入対象の保険です。

※ご開業の先生方には別の保険をご用意しております。取扱代理店(株)日税サービスまでお問い合わせください。

1 保険の概要

ご加入された先生(「被保険者」といいます。)またはその使用者その他被保険者の業務の補助者が日本国内において医療行為を行うにあたり、職業上相当な注意を怠ったことにより患者に身体障害(障害に起因する死亡を含みます。)を与えたことによって、被保険者に法律上の賠償責任が発生し、保険期間中に損害賠償請求を提起された場合、被保険者が支払わなければならない損害賠償金や争訟費用などを保険金額(お支払いする保険金のてん補限度額)の範囲内でお支払いします。

形成外科に関する事故だけでなく、標榜科目を問わず、日本国内で行った医療行為によって患者の身体に障害を与え法律上の責任を負担した場合に保険金のお支払いの対象となります。

医療付随業務担保追加条項 自動付帯

医療以外の業務従事中の賠償責任をカバーする勤務医専用の補償です。

●勤務医師賠償責任保険に、この追加条項を付加することで、医療行為上の賠償リスクに加え、以下のような業務中まで補償範囲が広がります。
(※身体障害・財物破損を伴う賠償事故が対象となります。)

- ・勤務する医療機関における会議・事務等の医療行為以外の業務
- ・大学、大学院における教育、実習教員としての学校業務
- ・学会、医師会等の運営、専門治療ガイドライン、テキスト作成、学術総会への出席など

●患者から受託した財物の損壊による賠償リスク

●他人のプライバシー侵害等の“人格権侵害”の賠償についても、補償の対象となります。

想定される事例

以下のような事象が発生した場合に、この保険の対象となる可能性があります。

身体傷害を負わせてしまった場合(付随業務担保条項)

- ・業務で自転車を運転中に誤って歩行者と接触しケガを負わせてしまった。
- ・業務で遠方出張の際、エスカレーターで誤ってスーツケースを倒し、後ろにいた人にケガを負わせてしまった。

人格権を侵害してしまった場合(人格権侵害担保条項)

- ・所属学会で論文を発表した際、誤って個人が特定される病歴を掲載してしまった。当該患者からプライバシーの侵害を訴えられた。
- ・学術総会での症例発表の際に他の研究内容について引用したところ、当該研究医師から異なる主旨で発表に用いられたとして、名誉毀損で訴えられた。
- ・勤務先の院内に不審者がいたため、警備業者と連携し別室に拘束したところ、一般来院患者であったことが判明。不当拘束について、名誉毀損として個人的に訴えられた。
- ・小児を診察した際、虐待の疑いで警察に通報したところ、患者の親族から名誉毀損で訴えられた。

財物を壊してしまった場合(付随業務担保条項)

- ・回診中に、誤って患者のノートパソコンを床に落とし壊してしまった。
- ・患者のスマホを手渡されたところ、手がすべり床に落下して破損した。
- ・診療が終わり、患者が外していたメガネを渡してあげようと手助けした際、落として壊してしまった。
- ・診察にあたり患者に時計をはずすよう指示。診察室で一時的に保管したところ、返却後に高級腕時計に傷がついていたとして弁償を要求された。

刑事弁護士費用担保追加条項 自動付帯

「刑事事件」に関する弁護士費用・訴訟費用を、補償する追加条項です。被保険者(補償の対象となる方)である個人の医師が、日本国内で行った医療行為またはそれに付随する行為に起因して、保険期間中に業務上過失致死傷罪の疑いで送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。(起訴後の費用を含みます。)

保険金額は保険期間(1年間)を通じて500万円となります。

2 保険金額(お支払いする保険金の支払限度額)と保険料

この保険制度は、一般社団法人 日本形成外科学会を契約者とする団体契約となっています。

20%の団体割引が適用されており、個人で契約されるより保険料が割安です。

[保険期間1年、団体割引20%、一括払]

基本型	保険金額(対人)		自己負担額	年間保険料
	1事故につき	期間中		
おすす め	300型	3億円	9億円	63,200円
	200型	2億円	6億円	52,370円
	100型	1億円	3億円	41,460円
	70型	7,000万円	2億1,000万円	33,740円
	50型	5,000万円	1億5,000万円	29,500円
	30型	3,000万円	9,000万円	24,600円
	1型	100万円	300万円	4,800円

・団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。
・日本医師会(日医)A①会員およびA②会員^(*)の先生は、すでに日医保険で1億円の保険(自己負担額100万円)にご加入のため、この保険は1型しかご加入できません。

(※)日医A①会員: 主として開業している会員で、病院・診療所の開設者、管理者およびこれに準ずる方で、A①会員の会費を支払われた先生。

(個人で開業されている先生はご加入いただけません。)

日医A②会員: 勤務医の先生で、A②会員の会費を支払われた先生。

医療付随業務担保追加条項

※保険料(800円)は上記の年間保険料に含まれています。(自動付帯)

担保条項	対象となる損害	保険金額	自己負担額	縮小てん補割合
付随業務担保	受託物以外の損害	1事故・期間中限度額 1億円	0円	なし
	受託物に対する損害	1事故 50万円		
人格権侵害担保	人格権の侵害に起因する損害	1被害者につき1,000万円 一連の損害賠償請求についてかつ保険期間を通じて1億円		

3 中途加入される場合の保険料

申込締切日以降にご加入される場合は、保険開始日により保険料が異なりますので下記の表に従ってご送金ください。

補償開始日	2026年5月1日	6月1日	7月1日	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	2027年1月1日	2月1日	3月1日
300型	57,933円	52,667円	47,400円	42,133円	36,867円	31,600円	26,333円	21,067円	15,800円	10,533円	5,267円
200型	48,003円	43,647円	39,280円	34,913円	30,547円	26,190円	21,823円	17,457円	13,090円	8,733円	4,367円
100型	38,003円	34,547円	31,100円	27,643円	24,187円	20,730円	17,273円	13,817円	10,370円	6,913円	3,457円
70型	30,933円	28,117円	25,310円	22,493円	19,687円	16,870円	14,063円	11,247円	8,440円	5,623円	2,817円
50型	27,043円	24,587円	22,130円	19,663円	17,207円	14,750円	12,293円	9,837円	7,380円	4,913円	2,457円
30型	22,553円	20,497円	18,450円	16,403円	14,347円	12,300円	10,253円	8,197円	6,150円	4,103円	2,047円
1型	4,403円	3,997円	3,600円	3,203円	2,797円	2,400円	2,003円	1,597円	1,200円	803円	397円

・保険料お支払方法は銀行振込みのみとなり、口座振替はできません。

・中途加入の締切日は毎月20日となります。(例: 保険開始日6月1日の場合、申込締切日は5月20日)

20日過ぎの着金分は翌々月1日からの保険開始となりますのでご注意ください。

4 お支払いする保険金の種類

●次のような損害賠償金や諸費用をお支払いします。

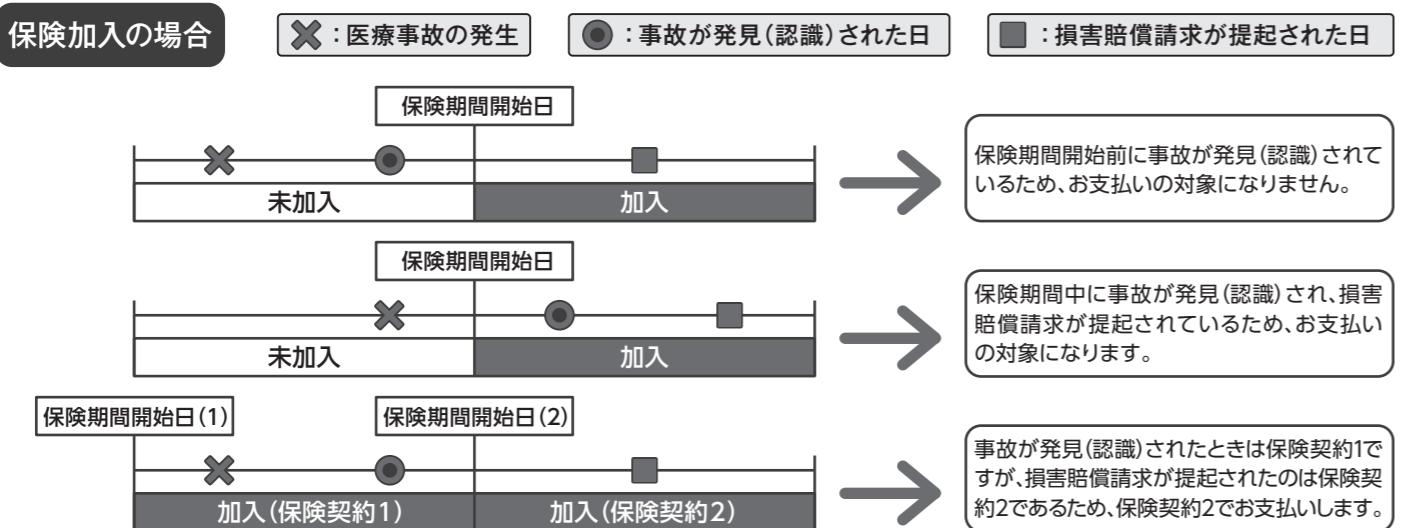
- ①法律上の損害賠償金 被害者の治療費、入院費、休業損害、慰謝料など
- ②争訟費用等 訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停に要する費用など
(ただし、損保ジャパンの事前承認が必要です。)

この保険では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払いの対象となりません。

5 保険期間と保険責任について

保険期間中に損害賠償請求が提起された場合にかぎり、保険金をお支払いします。

●保険期間と保険責任の関係は次のとおりです。



医療行為をした時点で保険にご加入になっていても、損害賠償請求を提起された時点で保険が切れていますと、何ら補償は受けられません。ご契約を切れ目なく継続されることが重要です。

6 ご加入の先生方へのご留意事項

●解約時のご注意点

損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害の発生等をご認識されている場合は、解約の申し出をいただく前にその原因・事由を知った日からその日を含めて60日以内に書面で取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただいた場合、保険期間終了後5年間はその原因・事由による損害賠償請求による保険責任を延長します。(ただし、損害賠償請求を受けた時点で、損保ジャパンで医師賠償責任保険契約がある場合または他の保険契約等がある場合を除きます。)

●廃業等により保険契約を解約する場合の注意点と手続き(損害賠償請求期間延長担保追加条項)

保険を継続しない場合や、廃業により保険契約を解約する場合には、損害賠償請求期間延長担保追加条項をセットすることをお勧めします。この追加条項をセットいただくことにより、保険期間終了前に行なった医療行為に起因して、保険期間終了後に損害賠償請求を受けた場合について、保険期間終了後「5年」もしくは「10年」にかぎり補償の対象とすることができます。解約の場合は解約のお手続き時に、ご契約を継続されない場合は満期時に合わせてご加入になります。ご加入にあたっては所定のお申込手続きのほか、追加保険料が必要となります。詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

※被保険者が死亡された場合、相続人からその旨をご通知いただくことにより相続人を被保険者としてみなすことができます。ただし、死亡被保険者に関する損害賠償請求を受けた場合にかぎります。

●保険期間の途中で開業する予定がある場合

ご開業前に取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡をお願いいたします。

保険料は月割でご返金いたします。また開業の先生向けの保険もご用意しておりますので、ご希望の方はご連絡ください。

万一事故にあわいたら

万一事故が発生した場合(損害賠償請求がなされるおそれがある場合も含みます。)は、ただちに損保ジャパンまでご連絡ください。ただちにご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

事故のご連絡先

損害保険ジャパン株式会社 本店火災新種専門保険金サービス部 医師・専門賠償保険金サービス課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 損保ジャパン本社ビル23階

電話 03(3349)5394

受付時間 【平日】午前9時から午後5時まで

※上記受付時間外は、下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

電話 0120-727-110

受付時間 【平日】午後5時から翌日午前9時まで

【土日祝日(12月31日から1月3日を含みます)】24時間

ご注意 ①賠償責任を負担する事故が発生した場合には、損保ジャパンとご相談いただきながら、被害者との示談交渉をすすめていただくことになります。その事故の紛争処理が日本医師会賠償責任審査会に付託されたときは、その裁定額を限度に保険金の支払いを決定します。(保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。)

②事前に損保ジャパンの承諾を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠信金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合があります。

③この保険では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象となりません。

1 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち損保ジャパンが指定するものをご提出していただきます。

No.	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	医師賠償責任保険事故・紛争通知書、刑事弁護士費用に関する通知書など
③	損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票など
④	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手からの領収書、承諾書など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書など

(注1)事故の内容または損害の額および身体障害の程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。

2 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。 ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ①公的機関による捜査や調査結果の照会
- ②専門機関による鑑定結果の照会
- ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
- ④日本国外での調査
- ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払いの期間を延長することができます。

・保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかつた場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

次の①から④までのいずれかの方法で保険金をお支払いします。

①被保険者(保険の補償を受けられる方)が相手の方へ賠償金を支払った後に、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。

②被保険者の指図により、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。

③相手の方が先取特権(他の債権者に優先して支払を受ける権利)行使することにより、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。

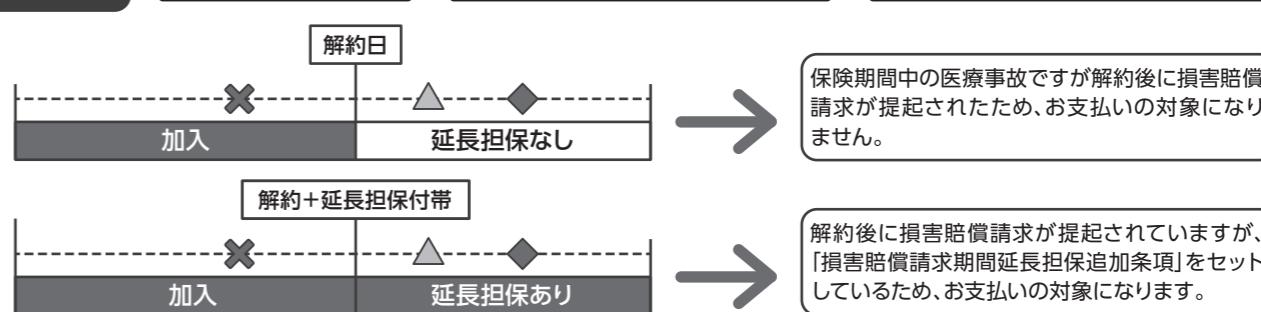
④被保険者が相手の方の承諾を得て、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。

(注) 2010年3月31日以前に発生した事故については、手続きが異なりますのでご注意ください。

●「損害賠償請求期間延長担保追加条項」の保険期間と保険責任については次のとおりです。

解約した場合

■ : 医療事故の発生 ▲ : 事故が発見(認識)された日 △ : 損害賠償請求が提起された日



クレーム対応費用保険

(費用・利益保険普通保険約款・医療業務妨害行為対応費用保険特約条項・各種特約)

1 保険の概要

被保険者が第三者から過度なクレーム行為を受けた場合に、そのクレームへ対応する際の円満な解決をサポートする保険です。損保ジャパンが指定する専門相談窓口(クレームコンシェル)による相談、アドバイス等のサービスを受けることができ、また、損保ジャパンの承諾のもと弁護士による法的対応を行う場合に、保険金をお支払いします。

※クレーム行為とは、記名被保険者が日本国内で行った業務に対して、他人が被保険者(保険の補償を受けられる方)に暴行、脅迫、強要、威力、セクシャルハラスメント、不退去、偽計、風説の流布を行うことをいいます。

クレーム対応費用保険の特長

クレーム対応に関する専門相談窓口へ、
無料相談が可能

専門相談窓口が当事者間で
解決困難と判断した事案は、
弁護士費用を補償

想定される主なクレーム事例

診療に関するもの	患者が「注射してくれるまで帰らない」と診察室で仰向けになり、次の患者が入れない状況になった。 【不退去罪】
待ち時間に関するもの	待ち時間が長いことに腹を立てた患者が、受付カウンター越しに職員の肩をつかんで罵倒した。 【威力業務妨害】
診断書に関するもの	医学的に根拠のない内容の診断書を書くように脅され拒否したところ、毎日診療所へ押しかけ「大声を出す」「居座る」などの業務妨害を受けた。 【威力業務妨害】
セクハラ・ストーカーに関するもの	女性看護師や女性事務職員数名に待合室や廊下などですれ違い時に抱きつく等、問題行動が再三続けられた。 【公然わいせつ罪】
その他	他の患者の前で「ヤブ医者だ」と罵倒された。インターネットで書き込みされ風評被害が発生。 【侮辱罪】

近年、医療機関では、全体で75%近くの医師が、自己中心的で理不尽な要求、暴言、暴力を行う患者やその家族を対応した経験があるという調査結果がでております。(出典: (株)ケアンネット2022年2月調査データ)

お支払いする保険金

弁護士費用保険金: 相談料、着手金、報酬金、手数料、訴訟費用、その他弁護士が委任事務処理を行ううえで必要な費用。
(※日当、顧問料は含まれません。)

ご加入対象者(被保険者)

一般社団法人日本形成外科学会の会員

- 医師(勤務医)
- 会員が理事長・管理者となっている医療法人・医療施設

2 保険金額(支払限度額)と保険料

[保険期間1年、一括払]					
診療所契約 (1施設あたり)		勤務医契約 (1名あたり)			
お支払いする 弁護士費用の 支払限度額 (縮小支払割合90%)	プラン①	プラン②	プラン①	プラン②	
	1事故	100万円	300万円	100万円	300万円
	期間中	300万円	900万円	300万円	900万円
自己負担額 1万円					
年間保険料		20,000円	30,000円	10,000円	15,000円

※診療所契約とは…

●診療所の開設者が、加入者となる契約です。(非開設者の方は、ご加入いただけません)

●診療所が複数ある場合は、診療所ごとにご契約いただく必要があります。

お支払いする保険金 = (弁護士からの請求費用 - 自己負担額1万円) × 90%

※弁護士からのご請求費用とお支払いする保険金の差額は、お客さま自身でのご負担となります。

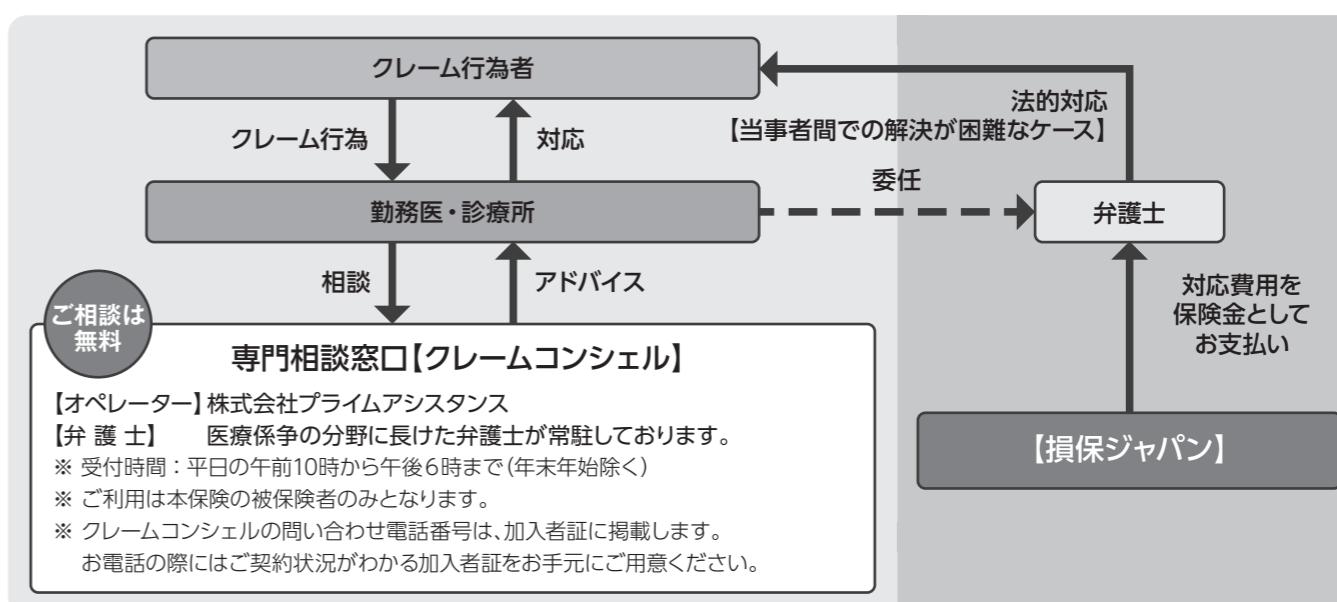
3 中途加入される場合の保険料

・中途加入の場合、毎月20日学会口座に保険料着金分まで締切り、翌月1日午後4時から2027年4月1日午後4時までの保険期間となります。

・ご加入方法は銀行振込み(銀行窓口送金、ATM機送金、インターネットバンキング送金)のみとなります。

補償開始日	2026年 5月1日	6月1日	7月1日	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	2027年 1月1日	2月1日	3月1日
プラン①(支払限度額 1事故100万円・期間中300万円)											
診療所	1施設あたり	18,330円	16,670円	15,000円	13,330円	11,670円	10,000円	8,330円	6,670円	5,000円	3,330円
勤務医	1名あたり	9,170円	8,330円	7,500円	6,670円	5,830円	5,000円	4,170円	3,330円	2,500円	1,670円
プラン②(支払限度額 1事故300万円・期間中900万円)											
診療所	1施設あたり	27,500円	25,000円	22,500円	20,000円	17,500円	15,000円	12,500円	10,000円	7,500円	5,000円
勤務医	1名あたり	13,750円	12,500円	11,250円	10,000円	8,750円	7,500円	6,250円	5,000円	3,750円	2,500円

クレーム行為に遭われた場合にお支払いする保険金



STEP 1 専門家に相談

対象のクレームが発生した場合、専門相談窓口にご相談ください。
クレーム応対のプロが対応方法についてアドバイスをさせていただきます。



- クレームコンシェル内弁護士からは、一般的な法律相談や法制度上の助言をさせていただきます。したがって、個別具体的に法的な助言は行っておりません。
- クレームコンシェル内弁護士とのご相談時間は15分までとさせていただきます。
- 保険契約前に発生しているクレームや、患者さまの身体障害に関する賠償請求など医師賠償責任保険での対象となる相談は対象外です。
- 医療事故等の場合は、医師賠償責任保険のご加入窓口にご連絡をお願いします。

STEP 2 弁護士に対応依頼

- 専門相談窓口が当事者間での解決困難と判断した案件については、弁護士への委任をお勧めさせていただきます。
- 弁護士の対応に係る費用は保険金としてお支払いすることが可能です。



- 弁護士費用を保険金としてお支払いするのは、専門相談窓口に支援を要請し、保険会社が承諾した場合のみとなります。

勤務医サイバー保険

(業務過誤賠償責任保険普通保険約款・サイバー保険特約条項・勤務医用追加条項(サイバー保険特約条項用))

サイバー攻撃・情報漏えいリスクへの対策は万全ですか?

勤務医の先生方の個人情報漏えいリスクに加え、万一のサイバー攻撃などにより患者さまや第三者に損害を与えた場合に備える保険です。日本国内だけでなく、海外で生じた事故についても補償の対象となります。勤務している医療施設以外の業務も補償対象となります。

1 保険の概要

■勤務医サイバー保険では、以下のそれぞれの事由に対して2つの損害を包括して補償します。

賠償責任	
以下記載の対象事由①～④の発生に起因して他人に損害を与えた場合の賠償責任・争訟費用の補償	
損害賠償金	
訴訟費用	
弁護士報酬	
和解または調停に関する費用	など

事故発生時の各種対応費用	
以下記載の対象事由①～④の発生に起因して生じる「事故対応特別費用」「情報漏えい対応費用」等の諸費用の補償	
原因調査費用	被保険者システム修復費用
データ復旧費用	弁護士等の外部の専門家への相談費用
見舞金、見舞品	有益なコンサルティングを受ける費用
	など

	対象事由	概要
①	情報漏えい・おそれ	被保険者の業務における情報漏えいおよびおそれ
②	デジタルコンテンツ不当事由	デジタルコンテンツの使用の結果生じた名誉棄損や、プライバシー侵害、著作権または商標権侵害など
③	サイバー攻撃	被保険者のコンピュータシステムに対する不正なアクセスや処理、操作、犯罪行為など
④	ITユーザー業務	上記①～③以外の被保険者の業務の一環としてのシステムの所有・使用・管理等に起因する偶然な事由

補償内容

【賠償責任】サイバー攻撃や情報漏えい、業務遂行上のシステム利用等に起因して提起された損害賠償請求について、勤務医(被保険者)が負担する損害賠償金、争訟費用等

【費用】損害賠償請求が発生するおそれがある場合に、その事故に対応するため勤務医(被保険者)が支出した情報漏えい対応費用、謝罪文作成・送付費用、原因究明に要する費用、弁護士相談費用、コンサルティング相談費用、データ復旧費用、情報機器等修理費用など

対象となる業務

被保険者の行う①から④の業務が対象となります。

- ① 被保険者が従事する医療施設の業務
- ② 被保険者が従事する教育・研究機関で行う医療に付随する業務
- ③ 被保険者が所属する医学会または医師会等の団体の業務
- ④ ①から③の業務に付随して行う業務

ただし、以下の場合は、第三者への被害が業務に関連するものである場合に限り、その業務以外の行為を業務に含められます。

- ① 情報の漏えいまたはデジタルコンテンツ不当事由が、業務以外の行為により発生した場合
- ② サイバー攻撃またはITユーザー業務の遂行にあたり生じた偶然な事由が、業務以外の行為で発生した場合

ご加入対象者(被保険者)

一般社団法人日本形成外科学会の会員の勤務医

2 保険金額(支払限度額)と保険料

[保険期間1年、団体割引20%、一括払]

保険金額 (1請求/1事故および 期間中の支払限度額)	プランA	プランB	プランC	
	損害賠償	1,000万円	3,000万円	5,000万円
	費用	100万円	300万円	500万円
自己負担額	0円			
年間保険料	2,600円	3,800円	4,800円	

3 中途加入される場合の保険料

- ・中途加入の場合、毎月20日学会口座に保険料着金分まで締切り、翌月1日午後4時から2027年4月1日午後4時までの保険期間となります。
- ・ご加入方法は銀行振込み(銀行窓口送金、ATM機送金、インターネットバンキング送金)のみとなります。

補償開始日	2026年5月1日	6月1日	7月1日	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	2027年1月1日	2月1日	3月1日
プランA	2,380円	2,170円	1,950円	1,730円	1,520円	1,300円	1,080円	870円	650円	430円	220円
プランB	3,480円	3,170円	2,850円	2,530円	2,220円	1,900円	1,580円	1,270円	950円	630円	320円
プランC	4,400円	4,000円	3,600円	3,200円	2,800円	2,400円	2,000円	1,600円	1,200円	800円	400円

4 補償対象となる事例

■勤務している医療施設の業務における事例

事例	お支払いする保険金の種類
個人の端末にサイバー攻撃が発生した結果、ウイルスに感染。病院内システムに感染し、ソフトウェアやデータが破損し、院内システムがダウンした。	【賠償】 賠償保険金、争訟費用 など 【費用(被保険者自身に発生する費用)】 原因究明に要する費用、弁護士等への相談費用、第三者のコンサルティング費用、データ復旧に要する費用、機器・設備が損壊した場合における修理費用 など
患者の医療情報データが入ったデバイスを紛失し、情報漏えいした。	原因究明に要する費用、弁護士等への相談費用、第三者のコンサルティング費用、データ復旧に要する費用、機器・設備が損壊した場合における修理費用 など

■勤務している医療施設以外(教育・研究機関、学会・医師会、これに付随する業務)の業務における事例

事例	お支払いする保険金の種類
学会のガイドライン作成において、サイバー攻撃が発生し、患者の医療情報が漏えいした。	【賠償】 賠償保険金、争訟費用 など 【費用(被保険者自身に発生する費用)】 原因究明に要する費用、弁護士等への相談費用、第三者のコンサルティング費用、データ復旧に要する費用、機器・設備が損壊した場合における修理費用 など
論文作成のために患者の医療情報を持ち出したデバイスを紛失し、情報漏えいした。	原因究明に要する費用、弁護士等への相談費用、第三者のコンサルティング費用、データ復旧に要する費用、機器・設備が損壊した場合における修理費用 など

ご注意

勤務している医療機関が被保険者となる同種の保険(サイバー保険等)に加入しているケースで、当該保険にて保険金が支払われた場合、保険会社より勤務医に対して求償権は行使されない場合もございますが、勤務医が直接訴えを受け損害賠償の負担や費用損害が発生した時には、当保険に加入していないと損害はカバーされません。

医療機関用サイバー保険

(診療所のみ対象です)

(業務過誤賠償責任保険普通保険約款・サイバー保険特約条項・制裁等に関する追加条項・戦争不担保追加条項、医療機関用追加条項、被保険者相互間の関係に関する追加条項(サイバー保険特約条項用))

サイバー攻撃から医療機関をお守りする保険です。

個人情報漏えいリスクや、万一のサイバー攻撃などにより、患者さまや第三者に損害を与えた場合に備える保険です。

医療機関は、医療情報等のセンシティブな情報に加え、クレジットカード等の金融情報も存在するため、サイバー犯罪者の標的になりやすいと考えられます。他の業種と比較してもサイバーリスクは高いと言えます。日本国内だけでなく、海外で生じた事故についても補償の対象となります。

医療業界を標的とした攻撃の割合



昨今サイバー攻撃量は
急激に増えており、
対策は必須といえます!!

医療機関へのサイバー攻撃は新型コロナウイルス感染症拡大前と比べ大幅に増加しています。サイバーセキュリティ対策の不十分さにより攻撃が容易で、かつ攻撃対象となる資産の価値が高い場合、攻撃者から狙われやすいと言われており、医療機関においては攻撃件数は今後さらに増える可能性が高く、実効性の高いサイバーセキュリティ対策がさらに求められています。

(出典: SOMPOリスクマネジメント「医療分野におけるサイバー攻撃の動向と医療機関でのサイバーセキュリティ対策」(2021.10.21))

1 保険の概要

■医療機関用サイバー保険では、以下のそれぞれの事由に対して2つの損害を包括して補償します。

賠償責任	
以下記載の対象事由①～④の発生に起因して他人に損害を与えた場合の賠償責任・争訟費用の補償	
損害賠償金	
訴訟費用	
弁護士報酬	
和解または調停に関する費用	など

事故発生時の各種対応費用	
以下記載の対象事由①～④の発生に起因して生じる「事故の調査」から「解決/再発防止」までの諸費用の補償	
原因調査費用	被保険者システム修復費用
データ復旧費用	弁護士等の外部の専門家への相談費用
見舞金、見舞品	有益なコンサルティングを受ける費用
会見・マスコミ対応・コールセンター設置	など

対象事由	概要
① 情報漏えい・おそれ	被保険者の業務における情報漏えいおよびそのおそれ
② デジタルコンテンツ不当事由	デジタルコンテンツの使用の結果生じた名誉毀損や、プライバシー侵害、著作権または商標権侵害など
③ サイバー攻撃	被保険者のコンピュータシステムに対する不正なアクセスや処理、操作、犯罪行為など
④ ①～③以外のその他の業務	上記①～③以外の被保険者の業務の一環としてのシステムの所有・使用・管理等に起因する偶然な事由

補償内容

【賠償責任】サイバー攻撃や情報漏えい、業務遂行上のシステム利用等に起因して提起された損害賠償請求について、医療法人・医療施設(被保険者)が負担する損害賠償金、争訟費用等

【費用】損害賠償請求が発生するおそれがある場合に、その事故に対応するため医療法人・医療施設(被保険者)が支出した情報漏えい対応費用、謝罪文作成・送付費用、原因究明に要する費用、弁護士相談費用、コンサルティング相談費用、データ復旧費用、情報機器等修理費用、状態收拾費用など

対象となる業務

医療施設の医療業務、介護業務または付随業務となります。

ご加入対象者(被保険者)

一般社団法人日本形成外科学会の会員が理事長・管理者となっている医療法人・医療施設

※なお、賠償責任に関するリスクについては、被保険者の業務に関するかぎりにおいて、被保険者の役員や従業員の方も被保険者となります。

2 保険金額(支払限度額)と保険料

[保険期間1年、一括払、無床・有床診療所]

	プランA	プランB	プランC
保険金額 (1請求/1事故および期間中の支払限度額)	損害賠償	3,000万円	5,000万円
	費用	300万円	500万円
	自己負担額	0円	
年間保険料		46,790円	55,760円
		69,850円	

※こちらは診療所契約となります。

※保険金額とは、損害賠償の場合「1損害賠償請求保険金額」および「総保険金額」を、事故対応特別費用の場合「1事故保険金額」および「総保険金額」を指します。

1加入者毎に、保険期間中に上記損害賠償、費用でお支払いする保険金の合計額は、損害賠償の保険金額を限度とします。

※複数の医療施設または介護医療院・介護老人保健施設を同一証券でご加入の場合、年間保険料が上表と異なります。

複数の医療施設または介護医療院・介護老人保健施設をまとめてのご加入をご希望の場合は取扱代理店までお問い合わせください。

3 中途加入される場合の保険料

- ・中途加入の場合、毎月20日学会口座に保険料着金分までで締切り、翌月1日午後4時から2027年4月1日午後4時までの保険期間となります。
- ・ご加入方法は銀行振込み(銀行窓口送金、ATM機送金、インターネットバンキング送金)のみとなります。

補償開始日	2026年5月1日	6月1日	7月1日	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	2027年1月1日	2月1日	3月1日
プランA	42,890円	38,990円	35,090円	31,190円	27,290円	23,400円	19,500円	15,600円	11,700円	7,800円	3,900円
プランB	51,110円	46,470円	41,820円	37,170円	32,530円	27,880円	23,230円	18,590円	13,940円	9,290円	4,650円
プランC	64,030円	58,210円	52,390円	46,570円	40,750円	34,930円	29,100円	23,280円	17,460円	11,640円	5,820円

4 補償対象となる事例

【事故例】電子カルテのサーバに外部から不正アクセスの可能性があることが判明した場合

主な対応事項	主な対応内容	損害額(例)
原因究明	外部の調査専門会社(セキュリティベンダー)に発生原因の究明と漏えいの可能性があるデータ範囲の特定を依頼するため、サーバ3台の調査を委託した。セキュリティベンダーの調査の結果、約3万人の患者の個人情報に対し、外部から不正にアクセスされた可能性があることが判明した。	約300万円
謝罪・広報対応	弁護士と相談のうえで、被害者への謝罪と報告文書送付、関係機関への報告、社外公表文書(WEB公表)などを作成した。	約50万円
コールセンターの設置	セキュリティベンダーによる調査結果から判断した外部に漏えいまたはそのおそれの可能性が高い約3万人に、漏えいの経緯の説明を兼ねたお詫び状を郵送した。	約150万円
コンサルタント委託	その後、お詫びの品を発送した(1人500円の商品券+郵送代)。	約1,800万円
	外部に公表した時点で、既存の問い合わせ窓口では対応できなくなることを想定し、新たに専用の問い合わせ窓口を設置した。(10ブース・2週間程度、5ブース・2週間程度)	約500万円
	危機管理コンサルタント(外部)の支援を受けながら、現状把握・今後の対応方針の検討などを実施した。	約200万円

※上記費用はすべて医療機関用サイバー保険の各種費用損害としてお支払対象になります。



損害賠償

医療機関が保有する個人情報にはセンシティブな情報や金融情報などが含まれる可能性があるため、損害賠償額が高額になる可能性があります。

※上記費用は医療機関用サイバー保険の「損害賠償金」のお支払対象になります。

医療機関用サイバー保険付帯サービスの概要 (SOMPOリスクマネジメント社提供)

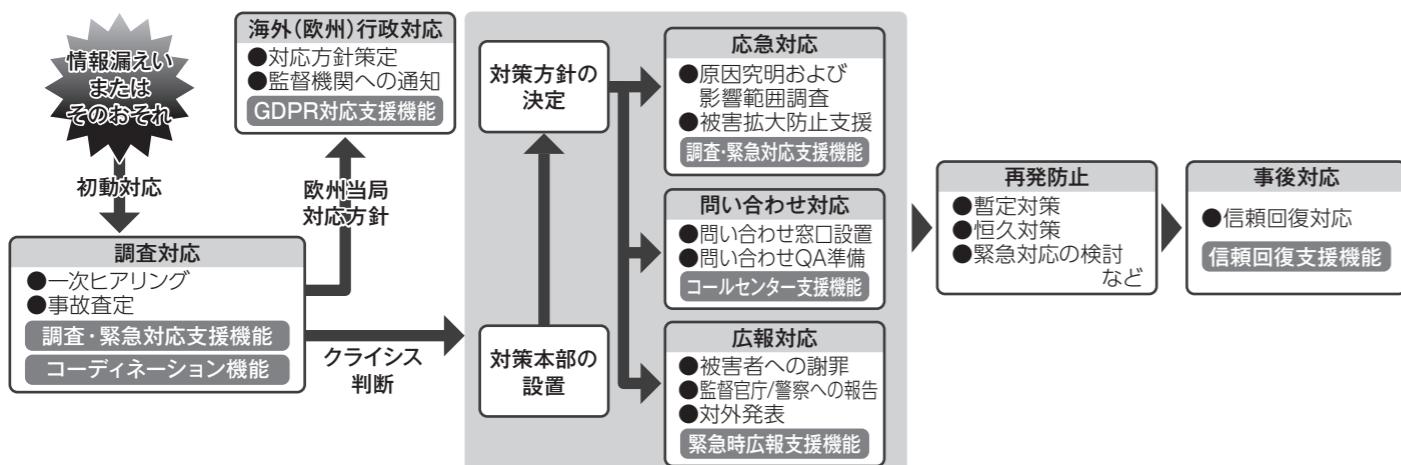
1 サイバーリスクにおける事前対策サービス

サービス名称	概要	費用
①サイバーリスク簡易診断・プラスサービス	病院(目安:病床数200床以上)に対して、サイバーリスク対策として必要な組織体制や技術的な対策などについて、アンケートに基づき診断してレポートを提供するサービスです。	無償
②サイバーセキュリティレベル簡易診断(クリニック用)評価レポート	クリニック(診療所・歯科診療所)に対して、サイバーセキュリティの対策状況を簡易的に診断し、レポートを提供するサービスです。	無償
③標的型攻撃メール訓練 <Lightプラン>	疑似的な標的型攻撃メールを体験することで、適切な対処方法を身に付け、セキュリティ意識を向上させることを目的とした無償で行うサービスです。<Basicプラン>のお試し版となります。ご利用は1回限り・1社につき100通まで。	無償
④標的型攻撃メール訓練 <Basicプラン>	疑似的な標的型攻撃メールを体験することで、適切な対処方法を身に付け、セキュリティ意識を向上させることを目的とした有償で行うサービスです。ご利用は1年間。発信通数に応じて費用が決まります。	有償

(注)本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

2 事故発生時のサービス(緊急時サポート総合サービス)

- サイバー攻撃や情報セキュリティなどに起因する事故が発生した場合、早期対応による被害の拡散防止が急務となります。
- 医療機関用サイバー保険では、提携事業者との連携により、SOMPOリスクマネジメントが必要なサポートをコーディネート、緊急時におけるお客様の被害拡散防止および早期復旧のための支援を実施します。



緊急時の各種サポート機能

医療機関用サイバー保険にご加入のお客さまからのご用命によりSOMPOリスクマネジメント(株)が必要な機能をご提供します。

また、これらの支援に要する費用は、弊社がサイバー保険を通じてファイナンス機能をご提供します。

調査・緊急対応支援機能	緊急時広報支援機能	コールセンター支援機能	信頼回復支援機能	GDPR対応支援機能	コーディネーション機能
<ul style="list-style-type: none"> ●事故判定 ●原因究明・影響範囲調査支援 ●被害拡大防止アドバイス など 	<ul style="list-style-type: none"> ●記者会見実施支援 ●報道発表資料のチェックや助言 ●新聞社告支援 など 	<ul style="list-style-type: none"> ●SNS炎上対応支援(公式アカウント対応サポート) ●WEBモニタリング・緊急通知 	<ul style="list-style-type: none"> ●コールセンター立ち上げ ●コールセンター運営 ●コールセンターのクロージング支援 など 	<ul style="list-style-type: none"> ●再発防止策の実施状況について証明書を発行 ●格付機関として結果公表を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●必要となる各種サポート機能の調整 ●法令対応等について協力弁護士事務所を紹介 など

3 病院におけるサイバー被害の事例

- 外部からの不正アクセスやマルウェア感染などにより、Webサイトや制御システムが停止したり、大量の顧客情報が流出するなどの被害も発生しています。
- 2021年から2022年にかけて医療機関におけるサイバー被害の事例が急激に増えています。またそれに伴い、システム復旧の費用が高額化することが判明しています。

時期	医療機関	概要	影響
2017年	病院	病院関係者がウイルス感染したPCを院内ネットワークに接続し、ランサムウェアに感染した。	院内のPCが使用不可になり、またCTの撮影データが保存できなくなった。
2021年	病院	ランサムウェアにより、病院内のシステムが使えなくなり、約2か月間通常診療が行えなくなった。	新システム入替えに相当額のコストを要したほか、システム復旧期間の診療報酬請求に大きな影響が出た。
2021年	病院	病院に勤務する医師がクラウドサービスのアカウントのパスワードを窃取され、不正アクセスを受けた。	医師のPCには患者個人情報が保存されており、個人情報が流出したおそれがある。
2022年	病院	職員がランサムウェアに感染している状態を発見した。	院内のPCが使用不可になり、診療に影響が発生した。また、新システムに入れ替えるため、約7000万円の費用を要した。
2022年	病院	外部からの不正アクセス被害により、院内の電子カルテが一時使用できなくなり、患者および職員の個人情報が流出した可能性が発生した。	患者および職員の個人情報が約11万件流出したおそれがある。

※上記事例は報道内容をもとに記載しています。また、影響の内容によっては、医療機関用サイバー保険では補償の対象とならない場合があります。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。

勤務医師賠償責任保険・クレーム対応費用保険・勤務医サイバー保険のあらまし(契約概要のご説明)

商品の仕組み：次の3つの商品をご案内しております。

- ①勤務医師賠償責任保険(賠償責任保険普通保険約款に医師特約条項をセットしたものです。)
- ②クレーム対応費用保険(費用・利益保険普通保険約款に医療業務妨害行為対応費用保険特約条項および各特約をセットしたものです。)
- ③勤務医サイバー保険(業務過誤賠償責任保険普通保険約款・サイバー保険特約条項・勤務医用追加条項(サイバー保険特約条項用))

■保険契約者：一般社団法人 日本形成外科学会

■保険期間：2026年4月1日午後4時から2027年4月1日午後4時まで1年間となります。

■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

●加入対象者：一般社団法人 日本形成外科学会の会員

●被保険者：一般社団法人 日本形成外科学会の会員である医師(勤務医)

②は、上記および一般社団法人 日本形成外科学会の会員が理事長となっている医療法人または管理者となっている医療施設

中途加入：学会指定口座に保険料が銀行振込された日(着金日)の翌月1日から2027年4月1日までとなります。

(締切日は毎月20日となります。よって20日過ぎの着金分は翌月1日から2027年4月1日までとなります。)

中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、取扱保険代理店(株)日税サービスまでご連絡ください。

●ご注意：勤務医サイバー保険については、団体割引を適用しております。ご加入人数が10名を下回った場合は、成立しませんので、ご了承ください。

勤務医師賠償責任保険 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

次のような損害賠償金や諸費用をお支払いします。

①法律上の損害賠償金 被害者の治療費、入院費、休業損害、慰謝料 など

②争訟費用等 訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停に要する費用 など(ただし、損保ジャパンの事前承認が必要です。)

この保険では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払いの対象となりません。

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>①ご加入された先生(「被保険者」といいます。)が日本国内において医療行為を行うにあたり、職業上または職務上相当な注意を怠ったことにより医療の対象者に身体障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生し、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合、被保険者(保険の補償を受けられる方)が支払わなければならぬ損害賠償金や争訟費用などを保険金(お支払いする保険金の支払限度額)の範囲内でお支払いします。</p> <p>②次の医療事故により、被保険者ご自身が法律上の損害賠償責任を負担した場合も、保険金お支払いの対象となります。</p> <p>(1)被保険者の直接指揮監督下にある看護師、放射線技師、薬剤師等のコメディカルスタッフによる医療事故</p> <p>(2)標榜科目以外の医療行為に起因する医療事故</p> <p>(3)出張診療等で常勤以外の医療施設において行った医療行為に起因する医療事故^(注1)</p> <p>③先生方の医療行為に起因する事故で、勤務先の医療施設が一旦被害者に損害賠償金等を支払い、そのうえで先生に対して「求償」することが想定されますが、この場合にも保険金のお支払いの対象になります。^(注2)</p> <p>(注1)医療施設等がご契約者、ご加入者となって、その医療施設に勤務されている先生を対象に医師賠償責任保険(勤務医師包括担保追加条項)に加入している場合がありますが、その医療施設以外で医療行為を行った際の医療事故は、その医療施設の医師賠償責任保険では対象となりません。今回ご案内する勤務医師賠償責任保険へのご加入を検討ください。</p> <p>(注2)ただし、この保険は、いかなる場合も医療施設の開設者・管理者・法人等・先生ご本人以外の責任を肩代わりするものではありません。</p>	<p>①海外で行った医療行為に起因する賠償責任</p> <p>②美容を唯一の目的とする医療に起因する賠償責任</p> <p>③医療の結果を保証することによって加重された賠償責任</p> <p>④名誉毀損または秘密漏えいに起因する賠償責任</p> <p>⑤被保険者の故意によって生じた賠償責任</p> <p>⑥被保険者と世帯を同じくする親族^(注1)に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わなければ、その被保険者が被る損害にかぎります。</p> <p>⑦被保険者と被保険者以外の第三者との間に損害賠償に関する特別の約定があり、その約定によって加重された賠償責任</p> <p>⑧医師、薬剤師、看護師等医療施設の使用者が業務従事中に被った身体障害</p> <p>⑨初めてご加入される契約の保険期間開始前に知っていた医療事故に起因する賠償責任</p> <p>など</p>
<p>(1)付随業務担保条項</p> <p>○被保険者が日本国内において業務を遂行することにより、保険期間中に生じた第三者の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害</p> <p>○被保険者が日本国内において業務を行うにあたり、受託物(身の回り品等の財物)が滅失、損傷もしくは汚損したこと、または盗取もしくは詐取されたことに起因して、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害</p> <p>(2)人格権侵害担保条項</p> <p>○被保険者の業務の遂行に起因して、保険期間中に被保険者またはその使用者その他の被保険者の業務の補助者が行った不当行為^(注1)により、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害</p> <p>(注)不当行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不当な身体の拘束による自由の侵害または名譽毀損 ・口頭、文書、図案その他これらに類する表示行為による名譽毀損またはプライバシーの侵害 	<p>①被保険者またはその使用者その他の被保険者の業務の補助者が行った医療によるその医療の対象者の身体障害に起因する賠償責任</p> <p>②被保険者が嘱託医として行った行為に起因する賠償責任</p> <p>(1)付随業務担保条項</p> <p>①被保険者の使用者または被保険者の医療の補助者が所有し、または私用に供する財物が損壊もしくは紛失し、または盗取もしくは詐取されたことに起因する賠償責任</p> <p>②受託物の自然の消耗、かし、受託物本来の性質またはねずみ食い、虫食い等に起因する賠償責任</p> <p>(2)人格権侵害担保条項</p> <p>①被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為に起因する賠償責任</p> <p>②被保険者によって、もしくは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任</p> <p>など</p>

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
刑事弁護士費用 担保追加条項	<p>被保険者の医療行為の対象者が、日本国内で行われた医療行為により死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたとき、被保険者がその刑事事件に関する弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>なお、次の費用はお支払いの対象外になりますのでご注意ください。</p> <p>公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用</p> <p>弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用 など</p> <p>この追加条項では、保険期間中に送検された場合に、業務上過失致死傷罪の疑いとなる行為を行った時から刑の確定の時^(注)までに発生した弁護士費用または訴訟費用に対して保険金が支払われます。</p> <p>(注)刑の確定の時とは、次のいずれかの時をいいます。</p> <p>①刑事事件について、検察官が不起訴と判断した時。ただし、検察審査会で起訴相当または不起訴不当の議決がなされた場合を除きます。</p> <p>②裁判所が略式命令を発した時。ただし、その略式命令の告知後に公判請求がなされた場合を除きます。</p> <p>③第一審、控訴審もしくは上告審の判決により、有罪または無罪が確定した時。ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審およびその控訴審の判決を除きます。</p>	<p>次の事由に起因する損害</p> <p>①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動</p> <p>②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然災象</p> <p>次に掲げる刑事事件に起因する損害</p> <p>①保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件</p> <p>②被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件</p> <p>③被保険者と世帯を同じくする親族^(注)の死傷に関する刑事事件</p> <p>ただし、保険金を支払わるのは、その被保険者が被る損害にかぎります。</p> <p>④被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件</p> <p>⑤美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件</p> <p>⑥所定の免許を有しない者が行った医療に起因する刑事事件</p> <p>ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する刑事事件は除きます。</p> <p>など</p>

クレーム対応費用保険 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
クレーム対応費用保険	<p>保険金を支払う損害は、被保険者が第三者からのクレーム行為を被った場合に、そのクレーム行為を解決するために、弁護士費用を被保険者が負担することによって生じた損害を保険金として支払います。</p> <p>ただし、被保険者がクレーム行為を被り、解決が困難なものであるとして、被保険者がクレームコンシェルに支援を要請し損保ジャパンが承認した場合にかぎり保険金を支払います。</p> <p>弁護士費用</p> <p>被保険者が被ったクレーム行為について、弁護士に委任することによって発生する相談料、着手金、報酬金、手数料、訴訟費用および偶然な事故に対応するために要した実費で、必要かつ有益な費用をいいます。なお、顧問料および日当は含みません。</p>	<p>以下の事由により発生した費用はお支払いできません。</p> <p>①保険契約が初年度契約である場合において、保険期間の開始時より前に被保険者がクレーム行為を被った場合、または被るおそれのあることを知っていた場合もしくは知ったと合理的に推定される場合</p> <p>②この保険契約が継続契約である場合において、初年度契約の保険期間の開始時より前に被保険者がクレーム行為を被った場合、または被るおそれのあることを知っていた場合もしくは知ったと合理的に推定される場合</p> <p>③次のア.またはイ.に掲げる者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、イ.に掲げる者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって損害が生じた場合において、他の者が受け取るべき金額については、この規定を適用しません。</p> <p>ア. 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人</p> <p>イ. 保険金を受け取るべき者またはその法定代理人でア.に掲げる者以外の者</p> <p>④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動</p> <p>⑤地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑥核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故</p> <p>⑦被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害</p> <p>⑧クレーム行為を行った者に対して、被保険者が損害賠償請求を行うことによって生じた損害</p> <p>⑨クレーム行為を行った者に対して、被保険者の債権を回収することによって生じた損害</p> <p>⑩医師賠償責任保険契約により保険金が支払われるべき損害</p> <p>⑪美容を唯一の目的とする医療によって生じた損害</p> <p>⑫所定の免許を有しない者(所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師を除きます。)が遂行した医療によって生じた損害</p> <p>など</p>

用語のご説明

用語	用語の定義
業務上過失致死傷罪	刑法第211条第1項に定める業務上過失致死罪および業務上過失致傷罪をいいます。
送検	刑事訴訟法第203条第1項または同第246条に定める検察官に対する事件送検をいいます。
刑事事件	被保険者の医療の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検される事件をいいます。
弁護士費用	被保険者が損保ジャパンの同意を得て支出した弁護士の着手金、報酬、法律相談料、日当、実費等をいいます。
訴訟費用	刑事訴訟費用等に関する法律第2条に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料、報酬その他の給付をいい、刑事訴訟法第500条の2の規定に従って、被保険者が予納した訴訟費用を含みます。調停、審判および抗告に要する費用を含みます。
クレーム行為	被保険者が日本国内で行った業務に対して、他人が補償対象者に暴行、脅迫、強要、威力、セクシャルハラスメント、不退去、偽計、風説の流布を行うことをいいます。
クレームコンシェル	損保ジャパンが指定するクレーム行為を解決するための相談窓口をいいます。
実費	収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、調査費用その他弁護士が委任事務処理を行ううえで支払いの必要が生じた費用をいいます。
調査費用	翻訳料、調査料等の費用をいいます。
親族	昨今の同性パートナーに対する社会的関心の高まりをふまえ、「配偶者」および「親族」に属する配偶者に同性パートナーを含める変更をします。また、お支払い対象外としている親族間の賠償責任について、同性パートナー ^(注) を含める変更をします。

*1 6親等内の血族、配偶者^(注)または3親等内の姻族をいいます。

*2 婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者をいいます。

勤務医サイバー保険 補償の内容【保険金をお支払いできない主な場合】

保険金をお支払いできない主な場合	
<p>①次に掲げるものに起因する損害賠償請求</p> <p>ア. 身体の障害および精神的苦痛</p> <p>イ. 財物の滅失、損傷、汚損、紛失および盗難ならびにそれらに起因する財物の使用不能損害</p> <p>②直接であると間接であるとを問わず、次の事由に起因する損害賠償請求</p> <p>ア. 汚染物質の排出、流出、いっ出、漏出またはそれらが発生するおそれがある状態</p> <p>イ. 汚染物質の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化もしくは中和化の指示または要請</p> <p>③直接であると間接であるとを問わず、核物質の危険性またはあらゆる形態の放射能汚染に起因する損害賠償請求</p> <p>④直接であると間接であるとを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する損害賠償請求</p> <p>⑤直接であると間接であるとを問わず、地震、噴火、洪水、高潮または津波に起因する損害賠償請求</p> <p>⑥保険契約または被保険者の故意</p> <p>⑦被保険者が行ったまたは加担もしくは共謀した窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為</p> <p>⑧被保険者が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら行った行為</p> <p>⑨他人の身体の障害、他の財物の滅失、損傷、汚損もしくは紛失または盗取もしくは詐取されたこと。ただし、他人の紙または記録媒体が紛失、盗取または詐取されたことにより発生した情報漏えいまたはそのおそれを除きます。</p> <p>⑩記名被保険者の業務の履行不能または履行遅滞。ただし、次のア. またはイ. の原因による場合を除きます。</p> <p>ア. 火災、破裂または爆発</p> <p>イ. サイバー攻撃またはITユーザー業務の偶然な事由による被保険者システムの損壊または機能の停止</p> <p>⑪知的財産権の侵害。ただし、著作権、商標権および意匠権の侵害を除きます。</p> <p>⑫被保険者の業務の対価の見積もりまたは返還</p> <p>⑬被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた不正競争等の不当な広告宣伝活動、放送活動または出版活動による他人の営業権の侵害</p> <p>⑭差押え、徴収、没収、破壊等の国または公共団体の公権力の行使</p> <p>⑮暗号資産の換金、売買、決済その他の取引または消失</p> <p>⑯記名被保険者が前払式支払手段発行者または資金移動業者である場合、次のア. またはイ. に起因する損害賠償請求</p> <p>ア. 前払式支払手段の不正な操作または移動</p> <p>イ. 不正な為替取引または資金移動</p> <p>⑰戦争等(以下のア. からウ. に掲げる者をいいます。)</p> <p>ア. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動</p> <p>イ. ア. の過程または直接的な準備として行われた『国家間与型サイバー攻撃』</p> <p>ウ. 『国家間与型サイバー攻撃』のうち、被害国家における次の(1)または(2)に重大な影響を及ぼすもの</p> <p>(1)『重要インフラサービス』の利用、提供または完全性</p> <p>(2)安全保障または防衛</p> <p>など</p>	
<p>①記名被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱いに起因する情報の漏えいまたはそのおそれ</p> <p>②記名被保険者の役員に関する個人情報の漏えいまたはそのおそれ</p> <p>③電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止または障害が発生したことにより、記名被保険者に対してそれらが提供されなかつたことに起因して発生した費用</p> <p>など</p>	

医療機関用サイバー保険のあらまし(契約概要のご説明)

商品の仕組み：医療機関用サイバー保険(業務過誤賠償責任保険普通保険約款・サイバー保険特約条項・制裁等に関する追加条項・戦争不担保追加条項・医療機関用追加条項、被保険者相互間の関係に関する追加条項(サイバー保険特約条項用)

- 保険契約者：一般社団法人 日本形成外科学会
- 保険期間：2026年4月1日午後4時から2027年4月1日午後4時まで1年間となります。
- 申込締切日：2026年3月13日(金)着金
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者：一般社団法人 日本形成外科学会の会員
- 被保険者：一般社団法人 日本形成外科学会の会員が理事長となっている医療法人または管理者となっている医療施設
- ご加入方法：所定の加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、郵送にてご送付ください。保険料は、指定口座にお振込みください。(一括払)
- 中途加入：学会指定口座に保険料が銀行振込された日(着金日)の翌月1日から補償開始2027年4月1日までとなります。
- (締切日は毎月20日となります。よって20日過ぎの着金分は翌々月1日から2027年4月1日までの保険期間となります。)
- 中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、取扱保険代理店(株)日税サービスまでご連絡ください。
- ご加入の単位

施設単位(病院、診療所など)でのご加入となります。ただし、同一の法人が複数の医療施設または介護医療院・介護老人保健施設を運営している場合には、まとめて複数の医療施設または介護医療院・介護老人保健施設のご加入が可能です。

※同一法人の複数の医療施設または介護医療院・介護老人保健施設をまとめてご加入の場合、保険金額はすべての対象施設で共有する保険金額となります。医療施設または介護医療院・介護老人保健施設ごとに独立の保険金額をご希望の場合は、施設単位でご加入ください。

※同一法人で複数の医療施設または介護医療院・介護老人保健施設を開設し、複数施設間で電子カルテなどを用いて個人情報を共同利用している場合、一部の複数医療施設または介護医療院・介護老人保健施設のみご加入し事故が発生した場合にお支払いができないケースがござりますので、すべての医療施設または介護医療院・介護老人保健施設でご加入ください。

※医療法人において、本部機能または管理部門機能として法人全体の運営管理の補佐・統括を行っており、医療施設外に法人本部事務局が存在する場合、ならびに、医療法第42条第1項に掲げる付帯業務を行っており、医療施設外に施設または事務所が存在する場合は、申込時にその付帯業務を行っている法人本部事務局、施設または事務所をご申告いただくことで対象業務に含めることができます。(追加保険料は不要)なお、上記付帯業務を施設内で行っている場合は申告の必要はありません。

医療機関用サイバー保険 補償の内容【保険金をお支払いできない主な場合】

保険金をお支払いできない主な場合	
<p>損害賠償部分</p>	<p>①保険契約者または被保険者の故意</p> <p>②被保険者が行ったまたは加担もしくは共謀した窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為</p> <p>③被保険者が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら行った行為</p> <p>④他人の身体の障害、他の財物の滅失、損傷、汚損もしくは紛失または盗取もしくは詐取</p> <p>ただし、他人の紙または記録媒体が紛失、盗取または詐取されたことにより発生した情報の漏えいまたはそのおそれを除きます。</p> <p>⑤記名被保険者の業務の履行不能または履行遅滞。ただし、次のアまたはイに掲げる原因による場合を除きます。</p> <p>ア. 火災、破裂または爆発</p> <p>イ. 偶然な事故による被保険者のコンピュータシステムの損壊または機能の停止</p> <p>⑥知的財産権の侵害。ただし、著作権、商標権および意匠権の侵害に起因する損害賠償請求を除きます。</p> <p>⑦被保険者の業務の対価の見積もりまたは返還</p> <p>⑧被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた不正競争等の不当な広告宣伝活動、放送活動または出版活動による他人の営業権の侵害</p> <p>⑨差押え、徴収、没収、破壊等の国または公共団体の公権力の行使</p> <p>⑩暗号資産の換金、売買、決済その他の取引または消失</p> <p>⑪戦争等(以下のアからウに掲げるものをいいます。)に起因する損害</p> <p>ア. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動</p> <p>イ. アの過程または直接的な準備として行われる国家間与型サイバー攻撃</p> <p>ウ. 安全保障または防衛に重大な影響を与えるもの</p> <p>※①から③までについては、それらの行為を行った被保険者が被る損害のみ補償対象外です。</p> <p>など</p>
<p>事故に関する各種対応費用部分</p>	<p>①記名被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱いに起因する情報の漏えいまたはそのおそれ</p> <p>②記名被保険者の役員に関する個人情報の漏えいまたはそのおそれ</p> <p>③電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止または障害が発生したことにより、記名被保険者に対してそれらが提供されなかつたことに起因して発生した費用</p> <p>など</p>

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

- この保険契約は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱保険代理店または損保ジャパンにご照会ください。
- 加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- クレーム対応費用保険については、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- 医師特約については、海外において損害賠償請求を提起された場合も補償対象となりますが、対象となる業務は日本国内で行う業務に限ります。
- サイバー保険の保険適用地域は全世界となります。
- 保険料算出の基礎となる医療機関の形態等のお客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または、記名・捺印ください。
- 加入者証は大切に保管してください。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返り金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返り金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客様の保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- 取扱保険代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客様からの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱保険代理店とご締結いただいたて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。
- 医師特約とクレーム対応費用保険では、被保険者の使用者その他被保険者の業務の補助者を被保険者とするこの保険契約と同種の保険契約等(この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。)がある場合に、責任割合相当分について、求償権行使する場合があります。

ご加入にあたってのご注意

●告知義務(ご契約締結における注意事項)

- (1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項>

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項^(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

(注) 告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ①記名被保険者
(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)
②業務内容
③損保ジャパンが加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

- (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱保険代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなつた場合は、ご通知いただく必要はありません。

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。

- ①事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
②上記①について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称

2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。

3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。

4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。

ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。

5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。

6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。

7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

●示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめください。

事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

●この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

●保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち損保ジャパンが求めるも

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

(注) 加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生がご契約者または記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱保険代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生がご契約者または記名被保険者に原因がない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱保険代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

(2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱保険代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

(3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできることやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかつたときを除きます。

(4) 重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできることや、ご契約が解除されることがあります。

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

【窓口】一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

電話番号 03-4332-5241(全国共通) おかけ間違いにご注意ください。

受付時間: 平日の午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・12/30～1/4は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、約款等に記載しています。

必要に応じて、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なつてたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。

ご不明点等がある場合には、取扱保険代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■個人情報の取扱いについて

○保険契約者(一般社団法人日本形成外科学会)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報を契約者に対して提供することができます。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧いただか、取扱保険代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

のを提出してください。

1. 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類(保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票など)

2. 保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類(診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票など)

3. 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類(同意書など)

4. 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類(示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手からの領収書、承諾書など)

5. 弁護士委任状(弁護士に対応を依頼した際の委任状)

(注) 事故の内容に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

●損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。

ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会 ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査 ④日本国外での調査 ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

●賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

●被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。

詳細につきましては取扱保険代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

【窓口】事故サポートセンター

0120-727-110

●事故が起きた場合

事故が起きた場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱保険代理店までご連絡ください。

<受付時間>

平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)/24時間

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱保険代理店までご連絡ください。

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

[取扱代理店]

株式会社 日税サービス

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1-6-1

新宿エルタワー29F

TEL. 03-5323-2111 : FAX. 03-5323-2123

(受付時間／平日 午前9:00～午後5:30)

[引受保険会社]

損害保険ジャパン株式会社

団体・公務開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL. 050-3808-5528

(受付時間／平日 午前9:00～午後5:00)

形成外科学会会員様専用の資料請求・お問い合わせフォームもご用意しております。

下記URLまたは2次元コードからアクセスください。

<https://www.nichizei-net.com/keisei/contact/>



便利な口座振替をご利用ください

保険料のお支払いに口座振替を設定いただくと、特段ご変更事項がない限り翌年度以降の自動更新が可能です！

※医療機関用サイバー保険はご利用いただけません。(振込みのみ)

お申込方法

WEBにてお申込手続きの上、預金口座振替依頼書をご提出ください。

1 WEBページより「預金口座振替依頼書」をダウンロードしてください。

日本形成外科学会ホームページ (https://jsprs.or.jp/member/members_only/)

「勤務医師賠償責任保険」タブより会員ログインの上お手続きください。

※初めてWEBご利用の方：新規IDの取得よりお手続きください。

※既にWEBご利用の方：ご登録済みのID（メールアドレス）・パスワードでログインください。



【メインページ】
こちらよりダウンロードしてください。

※ダウンロードできない場合には下記【お問合せ先】へご連絡ください。用紙をご郵送にてお届けいたします。

2 必要事項を入力・印刷し、金融機関お届け印をご捺印の上、ご郵送ください。

①金融機関用 画面に入力した後に 印刷する ボタンを押してください。

※印刷ボタンを押すと入力内容が②～④の用紙へ自動的にコピーされます。

ご選択ください。 新規：初めての口座設定
変更：口座変更

必要事項をご入力ください。

お届け印を2ヶ所ご捺印ください。
※①～④全てにご捺印ください。

※A4用紙(横) 2枚 出力されます。
①金融機関用 ②DSC用 ③団体控 → ご郵送ください。
④お客様控 → 切り取り、お控えください。

「お申込者」のお名前が自動的に入力されます。ご確認ください。
※変更も可能です。

【お問合せ先】株式会社 日税サービス

TEL: 03-5323-2111 e-mail: hoken-keisei@nichizei.com



取扱金融機関一覧

(金融機関名の左の数字は「金融機関番号」です。)

第一生命カードサービス株式会社

2025年11月4日現在

都市銀行	第二地方銀行 協会加盟行
0001 みずほ	1186 ひまわり 1188 あぶくま 1189 二本松 0005 三菱UFJ
0009 三井住友	1448 興能 1470 福井 1471 敦賀 1473 小浜
0010 りそな	1803 阿南 1804 高松 1805 高知
0017 埼玉りそな	1833 観音寺 1860 愛媛 1862 宇和島
地方銀行	労働金庫
0116 北海道	1781 西中国 1789 東山口 1801 徳島
0117 青森みのく	1802 阿南 1824 大東京 2254 第一勧業
0119 秋田	1827 東京消防 2271 警視庁職員
0120 北都	2276 東京都職員
0121 荘内	2277 ハナ
0122 山形	2304 神奈川県医師 2305 医師
0123 岩手	2306 神奈川県歯科 2307 新潟県
0124 東北	2309 北陸 2310 長野県
0125 東和	2311 青森 2312 信濃
0126 柄木	2313 長野県
0127 武蔵野	2314 長野県
0128 千葉	2315 高知 2316 佐賀
0129 岩手	2317 熊本 2318 熊本
0130 常陽	2319 大分 2320 大分
0131 筑波	2321 大分
0133 武蔵野	2322 大分
0134 千葉	2323 大分
0135 千葉興業	2324 大分
0137 からばし	2325 大分
0138 横浜	2326 大分
0140 第四北越	2327 大分
0142 山梨中央	2328 大分
0143 八十二	2329 大分
0144 北陸	2330 大分
0145 富山	2331 大分</td

日本形成外科学会 団体保険制度 加入依頼書 記入例

- ①加入者証は、原則として以下にご記入いただいた住所に送付します。送付先を勤務先にする場合は、勤務先住所および、○○病院○○科までご記入ください。
- ②ご希望の加入項目に☑して保険料をご記入ください。

日本形成外科学会 団体保険制度 加入依頼書			
※WEBでお手続きの方はご提出不要です。			
申込内容と下記項目をご確認いただきお手続きください。			
申込日 2026年 2月 1日			
私は、一般社団法人日本形成外科学会の会員であり、同会を契約者とする団体保険へ加入します。 併せて、パンフレットまたは損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)に記載の個人情報の取り扱いに同意します。			
氏名 (ご署名)	フリガナ ケイセイ タロウ 形成 太郎		
性別	男	女	
学会会員番号	123456	生年月日	西暦 19XX年 X月 X日生
TEL	03(XXXX)XXXX	携帯TEL	()
メールアドレス			
日本医師会会員区分	非会員もしくはA①会員、A②会員以外 A①会員 A②会員		
※A①、A②会員の先生は日本医師会医師賠償責任保険に加入されていますので、勤務医師賠償責任保険は「1型」のみご加入いただけます。			
1 郵送物送付先住所	フリガナ 〒 100-0000 東京都新宿区西新宿○-○-○ ※送付先を勤務先にする場合は、加入者住所欄を勤務先とし、○○病院○○科までご記入ください。		
主たる勤務先病院・医院・もしくは医療施設			
名称	フリガナ ○○ 病院 ○○ 科		
所在地	フリガナ 〒 100-0000 東京都新宿区西新宿○-○-○		
TEL	03(XXXX)XXXX		
他の医師賠償責任保険契約	無	有	(保険会社: 保険金額: 満期 年 月 日)
2 お支払い方法選択項目	☑ 口座振替 □ 銀行振込 ※中途加入は銀行振込みのみ		
I. 勤務医師賠償責任保険	<input checked="" type="checkbox"/> 300型 <input type="checkbox"/> 70型 <input type="checkbox"/> 1型 <input type="checkbox"/> 200型 <input type="checkbox"/> 50型 <input type="checkbox"/> 100型 <input type="checkbox"/> 30型	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 2026年4月1日~1年間 <input type="checkbox"/> 中途加入 ()月1日	保険料 63,200 円
II. クレーム対応費用保険	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務医師 <input type="checkbox"/> 診療所 <input checked="" type="checkbox"/> プラン① <input type="checkbox"/> プラン②	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 2026年4月1日~1年間 <input type="checkbox"/> 中途加入 ()月1日	保険料 10,000 円
III. 勤務医サイバー保険	<input type="checkbox"/> プランA <input type="checkbox"/> プランB <input checked="" type="checkbox"/> プランC	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 2026年4月1日~1年間 <input type="checkbox"/> 中途加入 ()月1日	保険料 4,800 円
IV. 医療機関用サイバー保険	<input type="checkbox"/> プランA <input type="checkbox"/> プランB <input type="checkbox"/> プランC	<input type="checkbox"/> 新規 2026年4月1日~1年間 <input type="checkbox"/> 中途加入 ()月1日	保険料 (銀行振込みのみ) 円
振込先: みずほ銀行 早稲田支店 普通2217065 一般社団法人 日本形成外科学会 医師賠償責任保険口		合計保険料	78,000 円
株式会社 日税サービス FAX: 03-5323-2123 MAIL: hoken-keisei@nichizei.com			

日本形成外科学会 団体保険制度 加入依頼書			
申込内容と下記項目をご確認いただきお手続きください。			
申込日 年 月 日			
私は、一般社団法人日本形成外科学会の会員であり、同会を契約者とする団体保険へ加入します。 併せて、パンフレットまたは損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)に記載の個人情報の取り扱いに同意します。			
氏名 (ご署名)	フリガナ		
性別	男	女	
学会会員番号		生年月日	西暦 年 月 日生
TEL	()	携帯TEL	()
メールアドレス			
日本医師会会員区分	非会員もしくはA①会員、A②会員以外 A①会員 A②会員		
※A①、A②会員の先生は日本医師会医師賠償責任保険に加入されていますので、勤務医師賠償責任保険は「1型」のみご加入いただけます。			
郵送物送付先住所	フリガナ 〒		
※送付先を勤務先にする場合は、加入者住所欄を勤務先とし、○○病院○○科までご記入ください。			
主たる勤務先病院・医院・もしくは医療施設			
名称	フリガナ 病院 科		
所在地	フリガナ 〒		
TEL	()		
他の医師賠償責任保険契約	無	有	(保険会社: 保険金額: 満期 年 月 日)
お支払い方法選択項目	□ 口座振替 □ 銀行振込 ※中途加入は銀行振込みのみ		
I. 勤務医師賠償責任保険	<input type="checkbox"/> 300型 <input type="checkbox"/> 70型 <input type="checkbox"/> 1型 <input type="checkbox"/> 200型 <input type="checkbox"/> 50型 <input type="checkbox"/> 100型 <input type="checkbox"/> 30型	<input type="checkbox"/> 新規 2026年4月1日~1年間 <input type="checkbox"/> 中途加入 ()月1日	保険料 円
II. クレーム対応費用保険	<input type="checkbox"/> 勤務医師 <input type="checkbox"/> 診療所 <input type="checkbox"/> プラン① <input type="checkbox"/> プラン②	<input type="checkbox"/> 新規 2026年4月1日~1年間 <input type="checkbox"/> 中途加入 ()月1日	保険料 円
III. 勤務医サイバー保険	<input type="checkbox"/> プランA <input type="checkbox"/> プランB <input type="checkbox"/> プランC	<input type="checkbox"/> 新規 2026年4月1日~1年間 <input type="checkbox"/> 中途加入 ()月1日	保険料 円
IV. 医療機関用サイバー保険	<input type="checkbox"/> プランA <input type="checkbox"/> プランB <input type="checkbox"/> プランC	<input type="checkbox"/> 新規 2026年4月1日~1年間 <input type="checkbox"/> 中途加入 ()月1日	保険料 (銀行振込みのみ) 円
振込先: みずほ銀行 早稲田支店 普通2217065 一般社団法人 日本形成外科学会 医師賠償責任保険口		合計保険料	円

株式会社 日税サービス FAX: 03-5323-2123 MAIL: hoken-keisei@nichizei.com